

# 事前評価調書

I 事業概要																																										
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																																									
地区名	一般県道津島稲沢線																																									
事業箇所	愛西市持中町																																									
事業のあらまし	<p>一般県道津島稲沢線は、津島市と稲沢市を結ぶ幹線道路であるが、当該工区は名鉄藤浪駅に近接しているほか、周辺には清林館高校や佐織中学校、北河田小学校があり、住宅も立ち並んでいることから、歩行者の利用が多い。</p> <p>しかしながら、当該区間には歩道がなく、非常に危険な状況にあることから、歩道を整備することにより歩行者の安全性向上を図るものである。</p>																																									
事業目標	<p><b>【達成（主要）目標】</b> 歩行者等の安全性確保</p> <p><b>【副次目標】</b> —</p>																																									
事業費	<b>事業費</b>	<b>内訳</b>																																								
	2.60 億円	<input checked="" type="checkbox"/> 工事費 0.3 億円、 <input checked="" type="checkbox"/> 用補費 2.04 億円、 <input checked="" type="checkbox"/> その他 0.26 億円																																								
事業期間	採択予定年度	2020 年度	着工予定年度	2020 年度	完成予定年度	2024 年度																																				
事業内容	歩道設置 延長 L=0.18km、幅員 W=9.25m																																									
II 評価																																										
①事業の必要性	1) 必要性	当該路線は、死傷事故率 117 件/億キロ、交通事故 4 件（H27～30）が発生しており、周囲には鉄道駅や学校施設等があることから、安全な歩行空間の確保が必要である。																																								
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																							
	【理由】	安全な歩行空間の確保のため、事業の必要性がある。																																								
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th colspan="2"></th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td rowspan="3" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">2.6</td> <td>2.6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							2020	2021	2022	2023	2024	合計	工種区分	調査・設計	←				→		用地補償		←	→			工事					←	事業費(億円)		2.6				2.6	
			2020	2021	2022	2023	2024	合計																																		
	工種区分	調査・設計	←				→																																			
		用地補償		←	→																																					
工事						←																																				
事業費(億円)		2.6				2.6																																				
2) 地元の合意形成	地元からの強い要望があることから、合意形成は図られている。																																									
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																								
【理由】	十分な事業執行体制が整っており、事業の実効性は高いため。																																									

### Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
----------------	---

### Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

対象（事業完了後5年目） 対象外  
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

#### 【主な評価内容】

事業実施前後の交通状況の変化